

議案第36号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項、 <u>第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定による戸籍に関する事務</u>		1 法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項並びに第126条の規定による戸籍に関する事務	
(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>戸籍証明書</u> の交付	[略]	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	[略]
(2) [略]	[略]	(2) [略]	[略]
(3) <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1</u>		

に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

件につき
400円

(4) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付

[略]

(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

[略]

(5) [略]

[略]

(4) [略]

[略]

(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき
700円

<p>に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> <p>(7) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付</p> <p>(8) 届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>[略]</p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>	<p>(5) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>(6) 届書その他市長の受理した書類の閲覧</p>	<p>[略]</p> <p>書類1件につき 350円</p>
<p>2～8 [略]</p>		<p>2～8 [略]</p>	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。